

三労発基0613第2号  
令和4年6月13日

独立行政法人労働者健康安全機構  
三重産業保健総合支援センター 所長 殿

三重労働局長  
(公印省略)

### 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年5月31日に「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」及び「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第190号）」が公布され、別添の本改正省令等の施行通達に基づき、公布日から施行（一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行）されることとなりました。

つきましては、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨をご理解いただきますとともに、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する本改正内容の周知徹底等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、告示などを以下の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご参照・周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

#### 厚生労働省ホームページ関連情報掲載URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25984.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25984.html)

